

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาชุมชนและสังคม
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 24/2565

非公式記

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 24/2565 号に基づく
地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく奨励申請

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 24/2565 号「地域および社会開発のための投資奨励措置」に基づく地域および社会開発のための投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 本説明書において

1.1 地域および社会開発のための投資とは、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 24/2565 号「地域および社会開発のための投資奨励措置」に基づき定められた、製造またはサービス提供の競争力向上、全体的水資源管理、持続可能な農業開発、環境向上、または教育・公衆衛生のための支援の少なくとも一つに地域および社会に支援するために投資または共同でそれらを行うことを指す。

1.2 支援を受ける現地組織（Local Organizations）とは、関連機関、地方自治体、公立教育機関、もしくは公立病院に登録した地域内の協同組合、コミュニティ企業（Community Enterprises）または社会的企業（Social Enterprise）を指す。なお、生産工程で使用するために最新機械の研究開発および設計においてコミュニティ企業（Community Enterprises）を支援するためのタイ科学技術研究所との協力プロジェクトの立ち上げ、製品の栄養価向上および存期間の延長につながるイノベーションや生産フォーミュラの研究開発など、公立研究機関または教育機関と協力して現地組織（Local Organizations）を支援する場合を含む。

1.3 製造またはサービス提供の競争力向上とは、農業、地域製品の製造または地域観光事業を営んでいる現地組織に以下の通りに参画・支援を図ることを指す。

1.3.1 農業事業とは、トランス脂肪酸を含まない糠油からの非乳製品クリーマー製品の製造事業、植物性プロテイン製品（Plant Based Protein）の製造事業、風力と太陽エネルギーを組み合わせたシステム（Vortex - Circulating Solar Dryer）の食品・ハーブ乾燥機による食品の製造および加工、または天然ゴムからの製品の製造など、地域の知恵や材料を使用することで現地農産品の付加価値を上げかつ関連する事業を指す。

1.3.2 地域製品の製造とは、衣服・装飾品や手工芸品や現地の土産品の製造、現地材料を使用した楽器やスポーツ用品や知育玩具の製造等、現地材料の付加価値を上げかつ関連する地域製品の製造または軽工業の事業を指す。

1.3.3 地域観光事業とは、国王陛下イニシアチブの観光スポット、エコツーリズムの観光スポット、「OTOP イノライフ (inno-life) 観光地域」プロジェクトの下での地域観光スポット、田植え体験や動物の糞からの紙づくり体験などの地域のポテンシャルを活用する活動を行う体験 (Workshop) 観光スポットの開発など、地域のポテンシャル、ローカルカルチャーのアイデンティティ、そして地域天然資源を使用することで経済的利益および社会的利益を生み出しかつそれらに関連する観光事業を指す。

1.4 全体的水資源管理とは、貯水池の掘削や砂防堰堤の建設・改修や地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄、干ばつ問題に直面している地域への近隣地域の水源からの接続、使用済みの水を再利用するための技術の開発または導入、地域への逆浸透膜 (RO) 水処理技術の導入など、干ばつ被害や水害が多発している地域の人々の苦しみを改善または和らげることを指す。なお、奨励申請者はタイ国家水資源局 (Office of the National Water Resources) の同意を得ておりかつタイ国の水資源管理計画に適合する水資源管理計画を提出すること。

1.5 持続可能な農業開発とは、メタン排出量が少ない米作り、植物、野菜、果物または農産物の残留農薬の問題に取り組むための方法およびプロセスの開発など、環境的側面、経済的側面、社会的側面の3つの側面でバランスの取れた農業生産システムおよび農法を計画することを指す。

1.6 環境向上とは、地域におけるゴミ、廃棄物、粉塵、汚染の問題解決または管理、地域の汚染水問題の解決など、地域内の環境問題を解決するために現地組織に参画・支援を図ることを指す。

1.7 教育への支援とは、幼児発達センター、学校、学習センター、カレッジ、機関、大学、教育機関、または教育を行う権限・義務や目的を持つその他の政府機関などの公立教育機関に参画・支援を図ることを指す。尚、支援の範囲は、教室、研究室、実験室、学校のスポーツ施設の建設・改修、教育用のツールや機器の支援など、教育開発に直接関係するものとする。

1.8 公衆衛生への支援とは、公立病院に参画・支援を図ることを指す。尚、支援の範囲は医療機器・装置の支援、診察室や手術室や病室の建設・改修など、公衆衛生の開発に直接関係するものとする。

1.9 現地組織支援への投資金額とは、製造またはサービス提供の競争力向上、全体的水資源管理、持続可能な農業開発、環境向上、教育への支援、または公衆衛生への支援を行うために、奨励申請者が現地組織に支援する (土地代および運転資金を除く) 投資金額および費用を指す。但し、現地組織との連携や参画を行わず、現地組織に寄付する場合は除く。

第2項 奨励申請者の資格

奨励申請者は以下のいずれかの資格を有していなければならない。

2.1 既に奨励されておりかつ法人所得税の免除または減税期間が終了したプロジェクト、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていないプロジェクトである。その被奨励プロジェクトは本措置に基づく奨励申請前に計画通りの操業開始を完了させること。また、本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。

2.2 既存のプロジェクトであり、投資奨励を取得したことがないプロジェクトである。本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。

2.3 既存のプロジェクトであり、法人所得税免除の恩典が終了していなく、法人税免除期間および法人税免除金額枠の両方が残っているプロジェクトである。

2.4 投資奨励を申請する新規投資プロジェクトである。法人所得税免除恩典の付与対象業種に該当する事業であること。

第3項 奨励付与の条件

3.1 奨励申請の手続き

(1) 第2.1項および第2.2項に基づく資格があるプロジェクトの場合、奨励申請者は「地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく投資奨励申請書」(F PA PP 39)を提出すること。

(2) 第2.3項に基づく資格があるプロジェクトの場合、奨励申請者は「地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく追加恩典申請用の奨励申請書添付書式」(F PA PP 50)を提出すること。本措置に基づく追加恩典申請日時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていること。

(3) 第2.4項に基づく資格があるプロジェクトの場合、奨励申請者は「地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく追加恩典申請用の奨励申請書添付書式」(F PA PP 50)とともに、「一般事業用投資奨励申請書」(F PA PP 01)または「サービス事業用投資奨励申請書」(F PA PP 03)を用いて、奨励申請書を提出すること。

3.2 現地組織に参画・支援を図るための最低投資金額

本措置に基づく奨励申請者は現地組織に参画・支援を図るためのプロジェクト最低投資金額が(土地代および運転資金を除く)50万バーツ以上であり、1つまたはいくつかの現地組織に参画・支援を図ることが出来る。尚、現地組織に参画・支援を図るための最低投資金額は各現地組織ごとに50万バーツ以上であること。

3.3 奨励申請者は審査用のために地域および社会へのメリットを示し、支援のための現地組織との協力計画を提出すること。尚、支援を受ける者の資格については協力計画詳細の審査においてケースバイケースで検討する。

- (1) 製造またはサービス提供の競争力向上は、製造技術の移転計画、マネジメント改善計画、地域製品改良計画、マーケティング発展計画など、様々な側面の開発計画を有すること。
- (2) 全体的水資源管理は、タイ国家水資源局（Office of the National Water Resources）の同意を得ておりかつタイ国の水資源管理計画に適合する全体的水資源管理計画を提出すること。
- (3) 持続可能な農業開発は、農産品食品規格基準局（National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards）などの関連機関の同意を得た持続可能な農業開発を提出すること。
- (4) 環境向上は、地域におけるゴミ、廃棄物、汚染の問題解決または管理計画、地域の汚染水問題の解決計画など、地域内の環境問題を解決計画を有すること
- (5) 教育への支援は、教育・スポーツ・レクリエーションの目的で利用するための建物の建設・改修計画、教室、研究室、実験室、学校のスポーツ施設の改修計画、教育学習用の機器の購入計画など、様々な側面に関する公立教育機関への支援計画を有すること。
- (6) 公衆衛生への支援は、医療機器・装置の支援、診察室や病室の建設・改修の費用など、公立病院への支援計画を有すること。

第 4 項 地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく投資金額審査

4.1 免除される法人所得税の金額として計算する投資あるいは支出の金額の計算指針は、以下の通りである。

- (1) 第 2.1 項および第 2.2 項に基づく資格があるプロジェクトの場合、奨励申請日より操業開始申請日または第 5.4 項に基づく操業開始終了日まで発生した投資および支出（土地代および運転資金を除く）を計算する。
 - (2) 第 2.4 項に基づく資格があるプロジェクトの場合、地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく追加恩典申請用の奨励申請書添付書式の申請日よりプロジェクトの改定認可日からの 3 年間の期限日まで発生した投資および支出（土地代および運転資金を除く）を計算する。尚、法人所得税免除の恩典期間を超えてはならないものとする。
 - (3) 第 2.4 項に基づく資格があるプロジェクトの場合、本措置に基づき投資し、かつ奨励申請日より操業開始申請日または第 5.4 項に基づく操業開始終了日まで発生した投資および支出（土地代および運転資金を除く）を計算する。
- 4.2 法人所得税免除の対象となる投資金額（土地代及び運転資金を除く）および支出は以下の通りである。

4.2.1 建設費とは以下のものを含む。

- (1) 自社で建設する場合、工場、公共施設、設備の建設費、増築費または改築費を含む。
- (2) 既存の建物の買い取りまたはそれらを使用の場合、売買契約における金額または投資奨励申請より 1 期前の決算書における簿価を使用すること。
- (3) 建物または工場の賃借の場合、賃借契約における賃料を使用する。但し、賃借期間は 3 年以上で、土地局に登録していなければならない。建物と土地の賃借契約の場合は、契約全体で投資金額として計算しないものとする。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (4) 建物だけの投資の場合、クローズドシステムの製造に対応できる建物の建設・改築、全体的水資源管理、持続可能な農業開発、公立教育機関あるいは公立病院の建設・改築など、指定範囲に基づく能力向上を支援するための建物の建設またはそれらの改築であること。

4.2.2 機械代金、設置費、試運転費とは以下のものを含む。

- (1) 機械の買い取りの場合、機械代金、機械設置費、試運転費、エンジニアリング費、設計料金など機械代金に含まれる技術料を意味する。
- (2) ハイヤーパーチェスまたはリースの場合、ハイヤーパーチェスまたはリース契約における金額を使用すること。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (3) 機械の賃借の場合、賃借契約における金額を使用すること。但し、契約期間は 1 年以上でなければならない。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (4) 機械の抵当の場合、簿価を使用すること。
- (5) 製造またはサービス提供のプロジェクトに支援する場合は、自動化機械およびロボットの導入、自動包装システム (Automatic Packaging System)、真空包装システム (Vacuum Packaging System)、無菌化包装システム (Aseptic Packaging System) など既存の製造またはサービス提供をより良く向上させるために最新システムを有する機械に投資すること。

尚、第 4.2.2 項に基づく奨励申請プロジェクトによる投資金額として計算することを認める機械代金は、新規機械のみを対象とする。公立教育機関への支援の場合、支援者が教育機関に既存の機械を寄贈することを検討し、教育機関との協力計画および教育学習へのメリットに基づき審査する。その機械代

金はプロジェクトによる投資金額として計算しないものとする。

- 4.2.3 第 4.2.1 項および第 4.2.2 項に基づく投資は現地組織に資産の所有権を譲渡すること。建設または機械や設備の購入に投資せず、建物の賃借または機械や設備の賃借を行う場合、仏暦 2545 年（2002 年）1 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号「投資金額の定義」に基づく法人所得税免除額の決定基準に従うこと。
- 4.2.4 農業および農産品加工の技術教育研修に関する費用、顧問料、製品登録の手数料、製品・包装設計費用など、委員会が同意した現地組織の事業開発及び製造またはサービス提供の基準向上のために国内で発生した費用
- 4.2.5 貯水池の掘削や砂防堰堤の建設・改修や地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄、干ばつ問題に直面している地域への近隣地域の水源からの接続、使用済みの水を再利用するための技術の開発または導入、地域への逆浸透膜（RO）水処理技術の導入にかかる費用など、地域で干ばつ被害や水害を緩和するために全体的水資源管理のために国内で発生した費用
- 4.2.6 機械・設備費用、温室効果ガスの量の削減のための農業の先端技術および持続可能な開発のための生産効率向上用の技術に関する教育訓練費用、表土整地や稲わらと稲株の処理や収穫や土壌・水質の分析や製造工程での適正かつ安全的な化学物質の使用などの土地管理技術を使用するプロセスに関連する費用、米の品質検定・保証のための費用、温室効果ガス排出量の削減結果のモニタリングと評価にかかる費用など、持続可能な農業開発のために国内で発生した費用
- 4.2.7 地域におけるゴミ、廃棄物または汚染の管理、地域での廃水処理施設の設置など、環境向上のために国内で発生した費用
- 4.2.8 教室、研究室、実験室、学校のスポーツ施設の建設・改修、教育用のツールや機器の支援など、教育への支援のために国内で発生した費用
- 4.2.9 医療機器・装置の支援、診察室や手術室や病室の建設・改修の費用など、公衆衛生への支援のために国内で発生した費用
- 4.2.10 第 4.2.1 項—第 4.2.9 項の投資金額（土地代及び運転資金を除く）および支出は確認できる証拠がある事。

第 5 項 第 2.1 項および第 2.2 項に基づく資格があるプロジェクト用の法人 所得税免除恩典行使の確認指針および基準

各年度に恩典行使の希望がある被奨励者は各業種の基準および条件に従い、恩典行使を申請しなければならない。法人所得税免除恩典行使の確認指針および基準は以下の通りである。

5.1 法人所得税免除対象の収入は本措置下の新版の奨励証書取得後に発生する収入であり、起点日は奨励証書発給日の翌日からとする。

5.2 法人所得税免除恩典行使については被奨励者が奨励申請日から実際に投資する金額の 200% を上限とし法人所得税免除恩典を行使できる。尚、各会計期間のそのプロジェクトによる純利益の全額から恩典を行使すること。それらの一部だけ切り離して行使する事は出来ない。

5.3 被奨励者に純利益が生じたにも拘らず、法人所得税免除の恩典行使を希望せず、法人所得税を納付した年は、納付された法人所得税額が奨励証書に基づく法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除期間は奨励証書に基づくプロジェクトの収入が発生した日から継続して数えられる。

5.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の 2 つの場合において審査される。

5.4.1 奨励証書発給日から 3 年間以内に操業開始を申請する場合、投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで計算される。

5.4.2 奨励証書発給日から 3 年後に操業開始を申請する場合、投資金額は奨励申請日から奨励証書発給日から 3 年間満了となる日まで計算される。

尚、操業開始延長が許可された場合は、協力計画に向けて実施するための延長のみとする。しかし、奨励証書発給日から 3 年後以降の投資金額は法人所得税免除対象外となる。

5.5 奨励申請者が既存の被奨励プロジェクトを本措置に基づく奨励を申請する場合、事務局は新版の奨励証書が発給された後、当該の既存の奨励証書を取り消す。新版の奨励証書発給日の翌日より本措置に基づく恩典の行使が出来る。

第 6 項 地域および社会開発のための投資奨励措置に基づき追加投資するためにプロジェクトの改定を申請するプロジェクトの審査指針

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 24/2565 号「地域および社会開発のための投資奨励措置」に基づく奨励認可を取得したプロジェクトは、当該の布告が終了したにもかかわらず、措置に基づき追加投資するために後ほどプロジェクトの改定申請が出来る。奨励申請日時点で布告に基づく既存の恩典付与を検討する。指定された期限内にプロジェクトの改定を申請し、計画に従い実行を完了させること。(場合によって奨励証書発給日または本措置に基づく恩典を申請するためにプロジェクトの改定認可日より 3 年以内である。法人所得税免除の恩典期間を超えてはならないものとする。)

尚、改定を申請するプロジェクトは、プロジェクトの改定申請時点で投資奨励対象業種に該当する事業であること。

第7項 投資奨励申請者が現地組織に支援するために他の奨励申請者と同一プロジェクトに共同で投資を希望する場合、例として、A社、B社、C社が共同で投資して、公立病院のために医療機器・装置を購入することについては、奨励申請者全員と一緒に奨励申請書あるいは追加恩典申請用の奨励申請書添付書式を提出しなければならない。尚、法人所得税免除対象金額は現地組織への支援で実際に発生した奨励申請者各自の投資金額（土地代および運転資金を除く）および費用から計算する。尚、奨励申請者各自は定めた基準に基づく最低投資金額が（土地代および運転資金を除く）50万パーツ以上であり、各現地組織ごとに50万パーツ以上支援すること。また、本措置に基づく恩典行使の重複が発生しないように、地域および社会開発のための投資奨励措置に基づき支援を受ける者である現地組織による投資奨励申請は不可とする。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2566 年 (2023 年) 8 月 8 日